平成２３年（フ）第２３３０号
愛知県半田市大松町１丁目27番地、開始決定時の住所愛知県半田市亀崎常盤町２丁目75番地の２
破産者　間瀬　育美
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６１８号
愛知県あま市七宝町川部折戸63番地、開始決定時の住所名古屋市中川区戸田２丁目502番地
破産者　坪屋こと　坪井　幸夫
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７２号
名古屋市西区栄生１丁目26番16号　今井ビル202号、開始決定時の住所名古屋市中川区伏屋４丁目105番地の２　グラン・コート伏屋803号
破産者　太田　時子
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８９号
岐阜県羽島郡岐南町平成３―59　ＹＯＵ89　２Ｂ号室、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町上印食７丁目31番地
破産者　川嶋　清治
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９０号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字古井田220番地　サンハイツ栄202号
破産者　川嶋　幸治
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９８号
名古屋市中村区大正町１丁目７番地
破産者　石黒建具店こと　石黒　伸二
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３５９号
大阪府門真市幸福町28番32―203号、前住所大阪府枚方市東中振２丁目22番17号
破産者　徳島　大助
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９３号
大阪府高槻市辻子３丁目２番２号
破産者　出石　和也
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５１８号
大阪府高槻市栄町１丁目４番13号
破産者　松原　大平
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―111号
破産者　翼観光こと　村田惠一朗
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９５号
大阪府八尾市若草町１丁目１―305、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨東１丁目２番21―902号
破産者　小幡　修平
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―412号
破産者　米田　敏朗
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０２号
堺市西区浜寺元町１丁77番地、開始決定時の住所堺市東区北野田1000番地85
破産者　村田　晴彦
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８２号
大阪府柏原市国分市場２丁目11番49号
破産者　オグプランニングこと　片岡　　誠
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁35番地８　ピュール絆505号、前住所川崎市宮前区馬絹1963番地１　モントルー宮崎台105
破産者　西嶋　雷太
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地523号棟104号室
破産者　西川奈津子
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部